

令和4年玄海町議会定例会7月会議会議録

招 集 年 月 日	令和4年1月5日（水曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和4年7月19日午前9時00分		議 長	上 田 利 治 君	
	散 会	令和4年7月19日午前9時43分		議 長	上 田 利 治 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	欠 番		2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	9 番	岩 下 孝 嗣 君		7 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長 教 育 長 防災安全課長 健康福祉課長 まちづくり課 長 教 育 課 長	脇 山 伸太郎 君 中 島 安 行 君 日 高 大 助 君 中 山 ふ み 君 片 山 真 一 君 加 納 晴 美 君		副 町 長 総 務 課 長 企画商工課長 農林水産課長 生活環境課長	西 立 也 君 平 川 一 男 君 鈴 木 博 之 君 山 口 善 正 君 中 村 大 造 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	熊 本 秀 樹		議会事務局書記	渡 辺 健 太	

令和４年玄海町議会定例会 ７月会議議事日程（第１号）

令和４年 ７月 19 日 午前 9 時再開（開議）

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 会議期間の決定について
- 日程 3 議案第 34 号 ゲートボール場屋根設置工事請負契約について
- 日程 4 議案第 35 号 町民会館トイレ改修工事請負契約について

午前 9 時 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年玄海町議会定例会 7 月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会 7 月会議に契約 2 件が町長から提出されております。

中山住民課長兼会計管理者の欠席届が町長から提出され、受理されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、9 番岩下孝嗣君、7 番井上正旦君を指名いたします。

日程 2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 7 月会議の会議期間は、本日 7 月 19 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 7 月会議の会議期間は本日 7 月 19 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議案第34号 ゲートボール場屋根設置工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第34号 ゲートボール場屋根設置工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めましておはようございます。議案第34号 ゲートボール場屋根設置工事請負契約について提案理由の御説明を申し上げます。

令和 4 年 6 月 30 日、指名競争入札に付したゲートボール場屋根設置工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的としましては、令和 4 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業、ゲートボール場屋根設置工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約金額は、236,500 千円でございます。

4、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地 1、株式会社岸本組玄海支

店、取締役支店長、八島徳男氏でございます。

5、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和5年1月20日までとしております。

6、支出科目は、一般会計10款教育費、4項保健体育費でございます。

(午前9時4分 8番池田道夫君 入室)

また、この工事の入札参加業者につきましては、計5者の入札参加がありました。会社名としましては、1、株式会社岸本組玄海支店、2、唐津土建工業株式会社、3、株式会社太田工務店、4、笠原建設株式会社、5、株式会社創建の計5者でございました。

今回の落札額は税抜きで215,000千円でございます。

なお、予定価格に対する落札率は97.95%でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

質問につきましては担当課長が答弁申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

二、三点質問をしたいと思います。

今説明がありました。それと、資料として図面等をつけてありますけれども、この図面を見てまず思うのが、基礎ぐいがないようになっていきますけれども、基礎ぐいは施工されないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

おはようございます。基礎ぐいについての御質問でございますが、地盤強化のために基礎ぐいは打つことになってございまして、町民会館建設時、みらい学園建設時にくいを打ってございますので、そのときの資料を参考にしまして、今回のゲートボール場の屋根設置工事に関しましては、32.0メートルの長さの基礎ぐいを32本打つ予定となっております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

基礎ぐいを32本施工するということですね。あそこは埋立地、干拓地ですから、当然くいは必要だと思いますけど、くいの長さは。（「32メートル」と呼ぶ者あり）32メートルを32本打つということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

それから、構造として鉄骨造りで、上が膜構造、いわゆるテントを張ったような構造になると思いますけれども、この膜の構造がどういうものかというのは資料ナンバー2の右下のほうに記載がされてあります。膜材としてガラス繊維プラス塩化ビニール樹脂、酸化チタンコート加工ということになっていきますけれども、光の通し具合がどういうふうになるのかなと。普通、テント関係だったらある程度の光は通しますけれども、どれぐらいの明るさになる光を通す透過性があるというのはちょっと難しいかもしれませんが、何かその辺りは把握はされているのでしょうか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

膜の構造は、先ほど宮崎議員が言われたように、ガラス繊維と塩化ビニール樹脂でできたものを酸化チタンで加工したもので、不燃材料でございます。

この膜の透過率につきましては、約70%と聞いてございます。ですので、昼間、スポーツイベントをされる分には支障がないと聞いておるところでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

光の透過率が70%ということは、かなりの光が入ってくるというような格好ですから、昼の競技については問題ないということですね。

それから、今度は夜の部分になってくると照明関係が当然必要になってくるとは思いますけれども、この工事には照明は入っていない、別途発注されるんだと思いますが、中がゲートボール場だ、あるいはテニスコートも設置できるように計画がなされていますので、ある程度普通の照明というか、スポーツに対応できる、スポーツをする上での照度が確保できる照明等にされるのかどうか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

照明設備についてでございますが、今回、ここはゲートボール場で4面取れるわけですが、それぞれの面にLED照明を15個、合計60個設置いたしまして、照度を一定確保できますので、一般スポーツについては支障がないというふうに聞いております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

分かりました。

では最後に、今度計画されておるところの横に既設の便所がありますけれども、これも当然改修されるというような話を前に聞いたような気がしますけど、改修されるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

現在、ゲートボール場の横に和式のトイレがございますが、こちらを併せまして本年度設計を発注しまして、予算が通りますならば、来年度工事に入りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

このゲートボール場の屋根の設置は昨年度の当初予算で計画されておりましたが、そのときの予算はたしか工事費が270,000千円ぐらい提示されておったと思います。それを当時、こういう強化ガラスプラスチックですね、ガラス繊維の塩化ビニール製でやれば、業者に尋ねたら1億円ぐらいでできますよということだったので、あまりにも予算の違いがあるのでお尋ねしておったわけですけど、今回、これでやるにもかかわらず、236,500千円という落札ですけど、ほかに附帯工事がどのように、なぜこのような金額になったのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

今回の工事発注に当たっては、令和3年度に設計業務を唐津市のはたせ建築設計事務所に委託し、実施をしております。工事内容につきましては、まず、基礎工事が必要で、地盤が軟弱であることから、先ほど申しましたように、周辺の町民会館などの数値を参考に地下32メートルまでくいを打ち込んで基礎工事を行うこととしております。その後、鉄骨を建てテントを張るという手順で行いますが、この工法については県内の事業者で施工可能な一般的な工法で行うこととしております。

今回、工事設計を行うに当たりまして、特殊単価につきましては県内事業者に見積りを取るなどして、適正な価格により設計を行っております。

なお、本年度から発注前の積算業務については佐賀県建設技術支援機構に委託をしており、佐賀県に準拠した適正な基準で積算しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

ガラス繊維で造るだけの試算を聞いていたということですね。それに基礎ぐい工事なんかが入っていなかった、だから、1億円余りでできるという試算を業者がしたというふう to 受け取っていいですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

150,000千円の根拠につきましては、具体的に内容が私のほうでは分かりかねますが、先ほど申しましたように、積算基準につきましては、佐賀県に準拠した適正な基準で積算をしているものと認識をしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

課長は建設に対しては詳しくないとも思いますけど、それで担当の技術部門もあるでしょうし、詳しいことは分かりませんといって議案に出すものじゃないと思うんですよね。ちゃんと説明ができた上で、この金額で落札ができました、については議会に諮りますということ

だと思うんですけど、どのような工事で、どこにどれぐらい要ったかという積算はできていると思うんですよ。それをまだつかんでいないということですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

大変申し訳ございません。今、手元に詳細の数字を持ち合わせておりませんが、先ほど来から申し上げますとおり、適正な設計、積算でこの数字になったものと認識しております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

佐賀県建設技術支援機構と言いましたかね、そこが積算して出た数字がこれだからということで、それをあなたたちはみんなそしゃくせにゃいかんわけでしょう。もう一回これでいいのかということをした上で——これは町長が提案しているんですよ。だから、その辺を分かった上でせんというのと、申し訳ございません、手元に資料がありませんでは、議会にかける、その辺がどうなるんですかね。もっと微から細にわたって説明せろと言っているんじゃないんですよ。1億円余りでできますというものを聞いていて、こういうやり方があるが考えてみてはどうかという提案をしていたら、その強化プラスチックでする案になっているわけですよ。それで、その1億円余りの中には、くいととか、そういう工事が入っていなかったからこれになりましたということまでは分かるんですけど、ほかにどれがどのようなになっているのかということをちゃんと説明してください。

別にこれをするのに反対ではないわけですけど、多目的に使うというわけですね。当時はフットサルなんかはなかったですよ。それにテニスコートも、テニスをここでするという案もなかった。ただ、雨天の場合に消防の訓練をする場所になりますよということは言われました。だから、これはいろんな面で利用ができるということはいいいことですけど、それに照明の予定もなかったわけですよ。今回はその照明もついでにこの金額になったんでしょうから、どうしてその辺を明細に説明ができないんですか。事前に常任委員会あたりでも説明があつておれば分かりますけど、それから全く説明がないままにこれに来ているわけですよ。だから、それを聞いているわけですよ。その説明をしてください。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

答弁が不満足な形で大変申し訳ありません。

まず、資料ナンバー4ですけれども、ゲートボール場が4面ということで、そして、説明の中に消防の練習とかも、雨の日とかですね、全天候型でいろんなスポーツができる。グラウンドゴルフも、50メートルの一番長いのは取れないかもしれないけれども、1コースは取れるのではないかなといった説明をしておりました。これは設計業者さんがこういった形でテニスコート、フットサルもできるということで出されておると思っております。私の説明不足でもあったかと思っておりますが、この面積の中でいろんなスポーツはできるので、そういった答弁をしたつもりでございましたが、すみません、詳細にここら辺が出ていない部分、それとまた、常任委員会のほうでも説明がなかったのをおわび申し上げます。

また、詳細な内容といいますか、私も技術者でありませんので、詳しいところは分からないところはありますけれども、岩下議員の申された業者さんの1億円程度というのが、私たちも直接聞いたわけではございませんし、その方たちの情報等をいろいろ聞いた中で、こういった形の設計ができたところでございます。

また、くいとか、そういった詳しいところも私がきちんと把握していない部分は大変申し訳ないと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

だから、1億円余りと私は聞いていたというのは、上部のテントの張り方、それにくいを4本か6本か知りませんが、それぐらいだと思って、相手が見積りしたかもしれません。しかし、このように32本のくいを32メートルということは、下の岩まで行くということです。岩まで行って、32本くいがあるということのようですけど、その辺も予算と違いましたとか、これに周りのブロック塀になるんですかね、そういうので予算が増えましたとかと、どうしてそういう説明ができないんですか。ただ、佐賀県建設技術支援機構、そこの試算でこうなりましたというだけでは、ああ、そうですかといって聞くなら、あなたたちの中に技術屋は要らんじゃないですか。なぜその説明ができないんですか。電気設備は幾らかかり

ました、それで合計試算が２億何千万円になりましたという説明がなぜできないのかなと思って聞いているんですよ。その説明はできないんですか。まちづくり課長も一緒に技術面で支援はしていないんですか。

○議長（上田利治君）

片山まちづくり課長。

○まちづくり課長（片山真一君）

大変申し訳ございません。去年、150,000千円というのを私が把握していないところが現状でございます。

今、岩下議員がおっしゃいましたように、基礎ぐいの長さであったり、工事内容の精査が予算計上するときにはまだ詳細にされていなかったとも思われます。今、岩下議員がおっしゃいますように、恐らく私が思うところでは、基礎ぐいの長さで金額が上がったものと思われます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○９番（岩下孝嗣君）

これに反対しているわけではないんですよ。ただ、担当課長も提案したときから今は替わっていますし、こういう技術面では不慣れだと思います。だったら、もっと手前で議会側にも説明すべきじゃないですかね。その手前で質問していたのは私ですし、私にも何のあれもない、ただ、落札が終わりました、承認をお願いしますというだけなんです。だから、私はその辺の詳細を今尋ねているわけですけど、今日、前任課長は欠席のようですけど、前任課長あたりとその辺の打合せもして、次の技術屋課長、今のまちづくり課長あたりとも協議をした上でこういうふうに提案するということにならなければ、初めから佐賀県建設技術支援機構からしてもらいましたから私たちは知りませんというような答弁なんです。今のは。だから、その辺をもっと技術力も高めて、今、教育課長ではその辺は非常に技術的な面は無理かもしれませんけど、だったら、前任課長あたり、技術屋課長あたりともっと協議を重ねて提案すべきだというふうに思って質問しております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 ゲートボール場屋根設置工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第35号 町民会館トイレ改修工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第35号 町民会館トイレ改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第35号 町民会館トイレ改修工事請負契約について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年7月13日、指名競争入札に付した町民会館トイレ改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的としましては、令和4年度電源立地地域対策交付金（基金）事業、町民会館トイレ改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約金額は、63,800千円でございます。

4、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6723番地、株式会社小野建設玄海支

店、支店長、稲葉由美氏でございます。

５、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和５年３月１７日までとしております。

６、支出科目は、一般会計１０款教育費、３項社会教育費でございます。

また、この工事の入札参加者につきましては、計５者の入札参加がありました。会社名としましては、１、大西工業株式会社、２、株式会社岸本組玄海支店、３、株式会社小野建設玄海支店、４、株式会社創建、５、唐津土建工業株式会社の計５者でございました。

今回の落札額は税抜きで５８,０００千円でございます。

なお、予定価格に対する落札率は９７．４６％でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、質問につきましては担当課長が答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。宮崎吉輝君。

○６番（宮崎吉輝君）

２点ほど質問をしたいと思います。

この議案は町民会館の分のトイレ改修工事ということで、６３,８００千円の契約額ということになっています。町のホームページの入札関係を見てみると、社会体育館のほうのトイレ改修工事も同時に発注をなされています。これの請負金額が２７,５００千円ということで、工事内容については全く同じようなことだろうと思いますけれども、分割して発注してある、その理由は、多分社会体育館のほうは国スポ関連で補助が出るということで、財源の違いからこういう分割をなされているんだろうとは思いますが、その理由についてまず説明をお願いします。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

町民会館トイレ改修工事と社会体育館トイレ改修工事を別々に発注した理由につきましては、宮崎議員おっしゃるとおり補助金の違いでございまして、社会体育館のトイレの改修部分につきましては、国民スポーツ大会の相撲の会場ということで、その改修費用が国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金というものが来ることになってご

ざいます。また、町民会館トイレ改修につきましては、電源立地地域対策交付金基金事業として整備をするものですから、今回このような形とさせていただいております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

財源の違いからこういうふうに分割発注をしたということだと思いますけれども、それで、落札業者を見てみると、どちらも同じ業者が落札をなされております。今回の63,800千円と、社会体育館のほうが27,500千円、合わせて90,000千円を越すような請負額になっていますけれども、こういう同じ隣接した工事で同一業者が取った場合には合算工事として扱って諸経費の調整をするというか、そういうことになっています。これは当然御存じだと思いますけれども、合算工事扱いすると諸経費がぐっと安くなってきますから、多分それをなされるんだろうと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

諸経費の調整について御説明申し上げます。

現在、諸経費の調整につきましては、同一期間に同一業者が近接する工事を落札し、同一の現場代理人、または同一の主任技術者を配置した際に行います。このことは積算基準書にも県からの通知にも定められてございまして、今回、同一ではございませんので、いずれも落札は株式会社小野建設玄海支店ではございますが、諸経費の調整は行わないこととなります。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

今の説明、ちょっと聞こえないところもあったんですけど、調整は行わない、なぜですかね。同じ工種、同じ工事内容で同一業者が取っている、取っている業者の本店か支店かということじゃないですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

諸経費の調整を行う場合は、同一期間に同一業者が近接する工事を落札し、今回は同一業者が落札をしているわけですが、同一の現場代理人、または同一の主任技術者を配置した際に行うこととなっておりまして、今回は同一ではございませんので、調整は行わないということになります。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

同一、同じ主任技術者を配置しないので、諸経費の調整はする必要がないということですかね。いや、それは設備関係の工事ですけれども、一般の土木工事でいうと、まちづくり課長はどう考えますか。一般土木工事でいくと、隣接工事、同じ工種、同じ業者の場合は、諸工期の重複も当然あるわけですから、経費の調整をなさйтеということになっていますよね。それはどういう見解ですか。

○議長（上田利治君）

片山まちづくり課長。

○まちづくり課長（片山真一君）

先ほど加納課長が御答弁申し上げましたのは、近接工事の間接工事費等の調整要領についてというのが県から通知されております。その中で、間接工事費等調整の対象となるケースというのが、今、課長が御答弁申し上げた内容となっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

そしたら、一般土木工事とこういう設備関係は合算工事の仕方が違うという考え方になるんですかね。

○議長（上田利治君）

片山まちづくり課長。

○まちづくり課長（片山真一君）

この要領については土木工事とか建設工事とか関係なく、県土づくり本部及び各農林事務

所管発注工事における近接工事の間接工事費等の調整要領が出ておりますので、建築とか土木とか関係ないと認識しております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

私が今までずっと思っていたことと違うような感じですけど、これは後から詳しく聞きますけれども、同じ業者が取って、当然、合算すれば経費が安くなってくる。ただ、2つの工事で主任技術者が違うから経費はそれぞれで取っていいんですよということ、これなら主任技術者を替えて同じ主任技術者にすれば経費がぐっと安くなるわけですね。当然これは合算で考えるべきだと私は思いますけど、私の考えが違うなら後で詳しく聞きたいと思います。当然安くなる方法、いわゆる主任技術者を替えてくださいよとすれば経費が安くなるわけでしょう。それは当然やるべきじゃないかなと思いますけど。今までずっと経験して、土木工事でも隣接工事扱いにして合算して経費を案分したり、先に工事発注しとる分から後の工事は差し引いたりとかいういろんなやり方があると思います。ちょっと後から詳しく教えてほしいと思いますけれども、そういうなるだけ経費を安くしようという考えは持っておりますかね、加納課長。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

宮崎議員が言われるように、最小の経費で最大の効果が出るように工夫をしていくのが私どもの務めだと思っておりますが、管理技術者につきましては、建築工事一式70,000千円以上であれば専任で配置をしなければならないという点もございますので、今回このような形になったものでございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

いろいろ基準があつてということでしょうけど、なかなか納得、理解できないところがありますので、後ほど詳しく聞きたいと思います。なるべく安くなるように、同じ業者ですから、同じ工事ですから、どうせ一緒たくりにしてされるわけですね。ですから、主任技術

者の名前が違っただけで経費をそれぞれ満額見ないかんということはちょっとおかしいような気がしますので、そういうことは主任技術者を替えて合算工事として扱いますよという指導じゃないですけど、下手に行政からそういうことを無理して業者にするということもできないかもしれませんけれども、その辺りを十分考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

私も今の宮崎議員の意見に同感します。

ちなみに、もう一つの工事ですね、社会体育館のほうのトイレはどのような改修をなさるんですか。今の和式を洋式にして、基数は同じようなもんですか。スペースとしては十分にあるんですかね。

そして、金額は幾らなのか。

今質問されている主任技術者か何かの経費の違いはどれぐらいになるんですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

社会体育館のトイレの改修でございますが、町民会館トイレ改修と同じように和式トイレを洋式化するものでございまして、全体で15基の和式を洋式化するものでございます。広さにつきましても、現状の広さを生かしながら改修をするものでございます。

金額につきましては、先ほど宮崎議員もおっしゃいましたとおり、契約金額は27,500千円で、町民会館トイレ改修工事と同じ業者、株式会社小野建設玄海支店様が落札をしております。

工事費の内訳に関しましてでございますが、直接工事費といたしましては15,700千円程度、それから、共通仮設費等々諸経費が7,000千円程度になってございますが、現場管理費としましては3,000千円程度の予算でございますが、こちらが先ほど来申しましたように、町民会館のトイレのほうが専任で配置をしなければならない工事金額でございますので、こちらのほうはそのまま1人配置をしなければならない金額で計上をしておるものでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

私も全くこの辺が疎いので、技術的にも経験的にもありませんので素朴な質問をしておるわけですけど、ちなみに、仕入れとか工事期間は同じ時期でやるわけですね。この工事は8月から始めて10月までに終わりますよ、それが終わってから次の工事に入りますよ、仕入れも別々にやりますよというような形でやるんですか、それとも一括して、同じ業者だから、私が経営者だったら、30基だけ仕入れるよりか、50基仕入れるほうが安く買えるからというふうな交渉をしますけど、その辺はどういうふうになるんですか。町民の方でもほとんど分からない人が多いと思いますので、私も素朴な質問です。その辺を教えてください。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

工期に関しましては、町民会館トイレが令和5年3月17日、社会体育館トイレが令和5年1月13日となっております。工期については若干の差がございますが、発注時期に関しましては、入札を同日に行っておりますので、同じ業者で落札をしてございますので、そのようなこともあろうかと思えます。私どもは設計した金額に対して、そこまで加味した金額で業者のほうは落札をしていただいたものと認識しております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

そのような条件を発注側が課さなかったということですね。全く別々の工事であるという認識の下に発注したから、そういう諸経費も皆かかりますよということですね。これからもそういうふうな発注の仕方をされるというふうに理解していいですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

今回はたまたま小野建設玄海支店さんが2つとも落札をされましたが、当然、毎回入札をしておりますので、どちらの業者が落札されるかにつきましては私どもでは計り知れぬところではございますが、できるだけ経費を抑えて効果が出るようなことを考えて業務に取り組

んでまいりたいと思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

今回はたまたま議会の議決に付する議案と議会の議決が要らない議案とあって、ほかの業者が取る予定だったというふうな解釈ですね。それをたまたま同一業者が落札をした。そういうことで、本当になるべく安く合理的な方法でということを課長がおっしゃいましたが、そのような精神でずっとやっていってほしいと思います。

先ほどの議案も必ずしも落札率が低いわけじゃありませんよね。だから、そういう面も併せていろいろ考えて、一番町民の有利になるような方法ですね、そして、業者もちゃんとした利潤を得て仕事をされるというようなことを念頭に置いて、これからも入札業務を行ってください。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 町民会館トイレ改修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会7月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和4年玄海町議会定例会7月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前 9 時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員